

議 事 録

第 3 2 回 定 例 総 会

令和2年3月9日

太田市農業委員会第32回定例総会議事録

開会日時 令和2年3月9日(月) 午後2時
閉会日時 令和2年3月9日(月) 午後3時5分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (20人)
1 藤澤武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正
5 遠坂 修一 6 藤生 博 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治
9 小林 良孝 10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶
13 山田 清作 14 高柳 章 15 石原 孝志 16 新井 章夫
17 清水 由紀江 18 武内 満 20 茂木 利子 21 片亀 昌子

欠席委員 (2人)
19 藤本 富久 22 中村 薫

出席職員 (7人)
富宇賀局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理
青木主任 野村主事

会議に付した事項
議案第1号 農地法関係許可取消願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項
報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第32回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員20名、欠席の委員2名でございます。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、21番 片亀昌子委員 と 1番 藤澤武則委員 の二人に
お願いいたします。

また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。
事 務 局 まず、議案書3ページをお開きいただければと思います。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、5番、6番につきましては、3月5日付で申請書類不備のためという理

由により取下願の提出があり、これを受理しましたので、報告させていただきます。取下げに伴い、2ページの右上の提出件数ですが、6件を4件に訂正をお願いいたします。

次に、議案書10ページをお開きください。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてですが、21番につきましては、先ほどの議案第2号、5番、6番と同じように、3月5日付で申請書類不備のためとの理由により取下願の提出があり、これを受理しましたので、報告いたします。取下げに伴い、戻りまして6ページの提出件数、33件を32件に訂正をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番及び2番については、同一の場所での申請となっておりますので、あわせて提案させていただきます。
1番及び2番、新田大根町の土地2,621㎡及び内0.408㎡について、農地改良が必要となったため許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番と2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15番委員 番号1番と2番について、同じ土地で議案第3号3番と関連がありますが、農地性の確認ということで、当地区協議会で確認調査書に基づいて調査した結果は、現地を確認したところ、現地は田であります、

牧草の栽培がされており、特に問題もなく、許可取り消し相当と意見決定いたしました。

再度のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より、番号1番と2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番と2番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を取消とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は4件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。

1番 鳥山中町の土地 田 1,187 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

2番から4番については譲受人が同一人でありますので、一括して説明させていただきます。

只上町の土地 田 1,162 m² 外2筆 計4,065 m²、農地を借り受け、または譲り受け、経営規模を拡大したい。2番は賃貸借、3番は売買、4番は使用貸借となっております。

なお、1番から4番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第3地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。

- 1 2 番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。譲受人は所有する農地を全て耕作し、必要な農機具等も所有しております。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定をいたしました。
- 1 8 番委員 番号1番については、関連する地区協議会での農地性の報告がございますので、この後、報告していただきます。よろしく申し上げます。
- 議 長 譲渡人は高齢のため、農業はできないとのことで、当地区協議会で農地を確認した結果、よく整備された水田と農地であることが確認できましたので、許可としました。
- 委 員 再度のご審議をよろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会及び第3地区協議会より、番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 議 長 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号2番から4番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 番 委 員 それでは、議案第2号2番、3番及び4番は譲受人が同一人であることから一括してご報告いたします。
- 議 長 譲受人は既に同地区内でパパイヤやマンゴーなどの栽培を行っており、今後、規模を拡大し、経営を行いたい旨の申請です。チェックリストに基づき調査したところ、譲受人は農機具等もそろっており、また所有する農地、さらに申請農地の管理をしっかりとされており、権利取得後における経営面積と農地法に照らし見て、全て許可基準を満たしているため、当地区協議会では許可相当と意見決定いたしました。
- 議 長 なお、2番、4番は借り受け、3番は売買となっております。
- 議 長 以上、議案第2号2番、3番、4番を一括して再度審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号2番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番から4番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は6件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 下小林町の土地 186 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

2番 新田村田町の土地 964 m²の内 0.15 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

営農型太陽光発電設備設置用地として一時転用するものです。

3番 新田大根町の土地 2,621 m²、農地区分 農用地、農地改良として一時転用するものです。

4番 藪塚町の土地 644 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張をするものです。

5番 藪塚町の土地 1,672 m²の内 1,140 m²、農地区分 第二種、太陽光発電所用地として転用するものです。

6番 大原町の土地 3,039 m²の内 2,302 m²、農地区分 第二種、土質

調査として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願ひします。

番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

9番委員

番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、許可を得ずに農家住宅用地として使用したことが判明したため是正したいということです。現地を確認したところ、東は道路、北は宅地、西と南は申請人の畑で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番について報告がありました

委員
議 長

が、ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

す。

議 長

続いて番号2番と3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

20番委員

番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

営農型太陽光発電の更新の申請です。申請人は営農を継続しながら、引き続き上部に営農型太陽光発電の設置を行うことで農地の有効利用を図りたいとのことです。現地を確認したところ、申請地についてはイチジクが作付されており、営農状況についても特に問題もなく、許可相当と意見決定いたしました。

番号2番について再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 1 5 番委員 番号3番について、低湿地で耕作に支障が生じたため、申請地を嵩上げしたい。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、西は道路を挟んで調整池、北は田、東、南も田で、周りへの支障が出るおそれがあり、再度排水対策をお願いし、また誓約書をもらい、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号2番と3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号4番から6番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6 番 委 員 4番から6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき、現地確認等調査を行いました。
まず、4番について、調査をしたところ、許可を得ずに農機具置場として使用していたことが判明したため、始末書を添付して是正したいというものです。現地を確認したところ、周囲は北、東、南が住宅、西が道路となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないということで許可相当と意見決定をしました。
再度のご審議をお願いします。
- 5 番 委 員 番号5番について、申請人は生活安定のため、申請地に太陽光発電を設置したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は北は畑、東は道路、南は宅地及び畑、西は住宅となっています。周辺農地への支障はなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。
- 1 7 番委員 6番について、申請人は5月に農地転用許可5条を申請する予定ですが、建築設計を行うに当たり、事前にボーリング調査をするため、一時転用するものです。現地を確認したところ、東と南は会社、北と西は道路、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

4番から6番、再度ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長 ただいま、第6地区協議会より、番号4番から6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号4番から6番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は32件です。
事務局より提案をお願いします。
- 事務局 提出件数32件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 942 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天資材置場用地及び駐車場用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 461 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電用地として転用するものです。

3番 細谷町の土地 312 m² 外1筆 計499 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 細谷町の土地 927 m²の内165 m²、農地区分 第二種、露天資材置場・露天重機駐車場用地として一時転用するものです。

5番 高林北町の土地 266 m²、農地区分は第一種です。第一種農地

は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

6番 高林北町の土地 294 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 由良町の土地 95 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 矢場町の土地 553 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 市場町の土地 396 m² 外8筆 計5,555 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

10番 東金井町の土地 682 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

11番 東金井町の土地 653 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

12番 東金井町の土地 1,613 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

13番 東金井町の土地 1,047 m²、農地区分 第二種、駐車場・資材置場・現場事務所用地として一時転用するものです。

14番 東長岡町の土地 286 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 龍舞町の土地 611 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

16番 下小林町の土地 469 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 原宿町の土地 345 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

18番 只上町の土地 12 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

19番 成塚町の土地 82 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 寺井町の土地 288 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21番については取下げとなっております。

続きまして、22番 大館町の土地 515 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 世良田町の土地 37 m² 外2筆 計297 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

24番 新田木崎町の土地 378 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25番 新田小金井町の土地 481 m²、農地区分 第二種、建売用地として転用するものです。

26番 新田反町町の土地 263 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

27番 新田反町町の土地 456 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

28番 新田市野倉町の土地 4,959 m²の内1,867 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として一時転用するものです。

29番 新田溜池町の土地 495.01 m²、農地区分 第一種、露天駐車場用地として転用するものです。

30番 藪塚町の土地 81 m² 外1筆 計505 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

31番 藪塚町の土地 41 m² 外1筆 計273 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、藪塚駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

露天駐車場用地として転用するものです。

32番 藪塚町の土地 496 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

33番 大原町の土地 125 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張の転用をするものです。

以上32件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から7番について第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 1 番委員

1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は不動産管理、造園業を営んでおり、事業拡大に伴い、資材や製品の保管場所として近隣に位置する申請地を取得して利用したい。周囲は、東は国道407号、北は水路を挟んで太陽光発電所、西は田、南は農道、周囲の農地に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するというので、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

4 番 委 員

引き続き、番号2番から6番を報告いたします。

2番の申請人は、太田市内及び他地域でも発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地に地上権を設定し、太陽光発電施設を設置したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の東側は最近転用された宅地で、ほか南側、北側、西側は畑となっていますが、近々開発が進むと思われる畑であり、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

番号3番の申請人は、太田市内の実家に家族4人で住んでおり、資金計画も立ち、立地条件が良く、実家にほど近く住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の南側は近いうちに転用申請が出されると思われる畑で、ほか西側は最近転用された通路用の宅地と一部畑、北側は既存の宅地であり、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

続いて番号4番の申請人は、太田市より発注の電力設備新設工事に伴い、工事のため申請地を借り受け、資材置場、重機駐車場として利用するための一時転用したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地は市立太田高校の南方にあり、西側、南側は市道、北側は宅地、東側は田に囲まれた畑で、927㎡の内の市道側の一部165㎡を一時転用するもので、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

番号5番の申請人は、太田市内の借家に住んでおり、子どもの成長に伴い手狭になったため、住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の東側は近いうちに転用申請が出されると思われる田で、ほか西側は市道、南

側は東の進入路として確保されている田、その南に番号6番で申請が出されている田、北側は田、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

続いて、6番の申請人は、牛沢町の自宅は台風被害のため現在仮住まいをしており、牛沢町の自宅は息子に託し、安全安心で住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の東側は最近転用された宅地、西側は市道、南側は道路を挟んで既存宅地、北側は進入路として確保されている田の北に番号5番で申請が出されている田であり、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

番号2番から6番まで再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

12番委員 番号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

譲受人は現在アパートに住んでおり、このたび申請地を父親より借り受け、一般住宅を建築するものであります。現地を確認したところ、南と東は進入路、北は父親の住宅と畑、西は市道となっております。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定をいたしました。再度ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から7番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号8番から18番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員 8番から9番について許可基準チェックリストに基づいて調査結果を報告いたします。

8番ですが、譲受人は矢場新町の市営住宅に家族5人で生活しています。申請地は、現住居から近く、立地条件が良いので申請地を取得し、

自己の住宅を建築したい。譲渡人は高齢で耕作できないため、申請地を売却したい。現地を確認しましたが、北側は市道路を挟んで住宅団地、南側は既存の集落、東側と西側は譲渡人の農地ですが、分譲地として検討中。農地としての問題はないと思いますので、再度審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続いて9番ですが、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電設備を建設し、運営をしています。当該申請地に地上権を設定し、太陽光発電施設を設置したい。現地を確認しましたが、北側は渡良瀬川の土手です。東側は市道路です。西側から南側にかけては三栗谷用水土地改良区が管理の減勢工が設置されています。南側は三栗谷用水路です。周りの農地に問題はないと思いますので、8番と9番について再度審議のほどよろしくお願ひいたします。

13番委員

10番から14番まで報告します。

10番から12番は買受人と売渡人が同じですので、一括して報告させていただきます。

譲受人は栃木県足利市で太陽光発電事業を経営しており、発電事業適地である申請地を取得し、発電事業を行うものです。現地調査をしたところ、北側、東側は道路であり、南側は宅地、西側は農地、現状は不耕作地であり、周辺農地への影響もないことから、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

続きまして、13番、申請人は太田市内で建設業を営んでおり、隣接地で工事を施工しております。工事期間の7カ月に限定した資材置場としての一時転用申請です。現地調査をしたところ、北側は道路、東側は宅地、西側は宅地、南側は農地です。周辺農地への影響もないことから許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

続きまして14番、申請人は太田市内のアパートに住んでおり、資金手当てもついたので、自己住宅を建築するものです。現地調査をしたところ、周囲は宅地造成地であり、北側は道路、南、西側は宅地、東側は水路であり、周辺農地への影響もないことから許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

9番委員

続きまして、15番と16番を報告します。

番号15番の譲受人は旅館業を営んでおり、従業員や利用者の駐車場が不足しているため、申請地を取得し、駐車場として使用したいという

ことです。現地を確認したところ、西は資材置場、北は道路、東は旅館の入り口で、周辺農地への支障はないので許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、16番の譲受人は借家に住んでおり、申請地を父親から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東は道路、北は宅地、西と南は譲渡人の畑で、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

以上15番、16番について再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

1番委員

次に、議案第4号17番についてご報告いたします。

譲受人は、同地区内にて建設業を営んでおりますが、不足している資材置場を確保するため、申請地を取得する旨の申請です。チェックリストに基づき現地調査した結果、申請地は道路に面した三角地で、周辺には農地はなく、当地区協議会では許可相当と意見決定しました。なお、転用申請面積は、防火用水も含むものとなっておりますが、転用後もそのままの状態を利用することで消防本部及び譲受人ともに了承事項となっております。

次に、議案第4号18番について報告いたします。

当該地は昨年6月10日に太陽光発電用地として許可済みとなった農地の北側に隣接する12㎡です。当初、相続手続中のため、事業地に含めることができなかつたのですが、相続完了に伴い、今回の申請となりました。現地は道路に面する細長い地形で、周辺農地への影響もないと考えられることから、許可相当であると意見決定しました。

また、メンテナンスは自社で行い、1mから1m20cmフェンスは境界より内側に、高さは1.5mで設置するとのことです。

以上、17番、18番について再度審議のほど、お願ひいたします。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号8番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号8番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号8番から18番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号19番と20番について、第3地区協議会の調査した意見

結果を報告願います。

3 番 委 員

番号 19 番、20 番を続けて報告します。

まず、番号 19 番について、第 3 地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は現在借家に家族 3 人で生活しており、資金の都合もついたため、住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築するもので、現地調査した結果、周りは住宅地で、南は宅地、西側は雑種地と耕作の畑、北側は雑種地を挟んで、この雑種地は申請の土地と合わせて宅地になるところです。その北側は水路を介して道路、東側が道路であり、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

続いて番号 20 番は、譲受人は現在アパートに家族 4 人で生活しており、子どもが成長するにつき部屋が手狭になってきて、資金調達の見通しもつき、申請地を取得し、住居を建築するものです。現地調査した結果、南、西、北側は不耕作の農地で、東側は側溝を介し道路であります。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

19 番、20 番につき再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長

ただいま、第 3 地区協議会より、番号 19 番と 20 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 19 番と 20 番を許可とすることに賛成の方の挙手を願います。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 19 番と 20 番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号 22 番と 23 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 4 番委員

続いて 22 番について、許可基準チェックリストに基づいて調査した結果を報告します。

申請人は、親の所有している土地を借り受け、自己の住宅を新築するものです。現地を確認した結果、申請地は東側が物置と住宅、北側は道路を挟んで未耕作の畑、西側は畑、南側は住宅と消防小屋になっております。申請人は、排水については道路側溝に流し、周辺農地に迷

惑をかけないようにする等で問題ないため、当地区協議会で許可相当と意見決定しました。

続いて23番について、チェックリストに基づいて調査した結果を報告します。

申請人は、申請地を売買にて取得し、自己の住宅を建築する案件です。現地を確認した結果、申請地は未耕作の畑で、4分割した土地の1区画で、東側は道路を挟んで住宅及び保育園の駐車場、北側は分割された未耕作の畑、西側は分割された未耕作の畑、南側は道路を挟んで保育園になっております。周辺農地に支障も問題ないことから、当地区協議会で許可相当と意見決定しました。

再度22番から23番までご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号22番と23番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号22番と23番を許可とすることに賛成の方の挙手を願います。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号22番と23番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号24番から29番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 24番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は実家に住んでおり、独立を考え、勤務地や妻の実家から近い申請地を取得し、家を新築したいとのこと。現地を確認したところ、周囲は住宅地になっており、北は道路、西は住宅建設中です。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

20番委員 番号25番から28番を報告いたします。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

初めに、番号25番について報告いたします。譲受人は、既存宅地の要件を満たす申請地を取得し、建売住宅を建築し、販売したいとのこと

です。現地を確認したところ、周囲は宅地に囲まれており、特に問題もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号26番について報告いたします。譲受人は実家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、北及び東が宅地、その他は農地となっておりますが、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号27番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、手狭になったことから、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南及び東については後に住宅として転用が予想される畑、北が畑、西が道路となっております、周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号28番について報告いたします。この件は駐車場としての一時転用であり、譲受人は太田市となっております。桜並木太平記街道で行われる桜まつりの駐車場として申請地を借り受けるものです。現地を確認したところ、北と東が畑、南は道路、西が駐車場となっております、周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。

番号25番から28番について再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

15番委員

番号29番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は社会福祉施設を経営しており、申請地を取得し、従業員の駐車場として使用したいとのことです。現地を確認したところ、西は道路、東が畑、北と南は宅地で、北の土地とはフェンスで分断し、一体利用はしないとなっております、農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より、番号24番から29番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号24番から29番を許可とすることに賛成の方の挙手を願います。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号24番から29番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号30番から33番について、第6地区協議会の調査した意

見結果を報告願います。

5 番 委 員

第6地区協議会で調査しました結果を報告いたします。

番号30番から33番について、当地区協議会では許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。

番号30番について、譲受人は次男夫婦と同居しており、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。周囲は北が道路、西が住宅、東は田、南は畑となっています。周辺農地への支障はなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

6 番 委 員

続きまして、31番と32番を報告します。

31番について、譲受人は福祉支援事業を営んでおり、事業の増加に伴い、申請地を取得し、不足する駐車場として使用したいというものです。周囲は、三方が住宅に囲まれており、西は道路となっており、付近の農地について被害を及ぼさないよう十分に注意するというものですので問題ないということで、許可相当と意見決定いたしました。続きまして32番、譲受人は現在、両親と同居しており、高崎の会社に勤務しており、勤務時間が不規則なため、家族に迷惑をかけるということで、近くて便利な申請地を母から借り受け、住宅を建築したいというものです。周囲は北が住宅、西が道路、東、南は畑となっており、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

1 7 番 委 員

33番について、譲受人は申請地を20年前より車庫として使用していたものです。このほど農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付して是正するものです。現地を確認したところ、北は農地、東は自宅、南は鉄工所、西は道路と周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

30番から33番、再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長

ただいま、第6地区協議会より、番号30番から33番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号30番から33番を許可とすることに賛成の方の挙手を願います。
(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号30番から33番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見

聴取し、決定に変更がない場合、許可証の交付につきましては太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取り扱いの結果につきましては、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した2月分の許可証の取り扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、3件提出されております。
内訳につきましては、田2筆235.00㎡、畑2筆36.00㎡、計4筆271.00㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、35件提出されております。
内訳につきましては、21ページをごらんください。田40筆16,075.65㎡、畑35筆13,992.13㎡、計75筆30,067.78㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は15件となっております。
内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は12件となっております。
それぞれの内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

議 長 ただいまの太田市農業委員会会長専決規程による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 質問等もないようなので、以上で第32回定例総会を終了します。

長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和2年3月9日（月） 午後3時5分